

ロシア国民による数次ビザ申請概要

令和2年8月21日現在

	渡航目的	数次ビザ有効期間	日本滞在期間	数次ビザ申請該当者
1	商用目的の場合 (技術者、専門家を含む。)	最長5年	90日	国営企業の常勤者
				株式上場(ロシア又はその他の国・地域を含む。)企業の常勤者
				日系企業商工会会員である日系企業、かつ、日本に経営基盤若しくは連絡先(駐在員事務所を含む)を有する企業の常勤者
				日本(及びロシア又はその他の国・地域)の株式上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店等の常勤者
				日本の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者
				過去1年間に3回以上、又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者
				8項目の「協カプラン」に参画するロシア企業等の常勤者
2	文化人・知識人等の場合	最長5年	90日	相当程度の業績が認められる美術、文芸、音楽、演劇、舞踊等の芸術家
				人文科学(文学、法律、経済学など)、自然科学(理学、工学、医学など)の研究者
				弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人の国家資格・国際資格並びに医師の国家資格保有者で、現に当該職業に従事する有職者
				相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
				大学の講師以上の方(常勤に限る)
				国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の方
				国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員
3	観光及び親族・知人訪問	最長3年	30日	(1) 過去3年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴があり、渡航費用を負担できる方
				(2) 一定の収入のある有職者
4	上記1、2及び3(2)の配偶者及び／又は子は、本人に準じる。			